

協同組合高岡市商店街連盟が発行する 有効期限のない「高岡市商店街連盟加盟店共通商品券」 利用終了及び払戻し実施のお知らせ

このたび、有効期限のない「高岡市商店街連盟加盟店共通商品券」は、平成29年12月31日をもって店頭でのご利用を終了させていただきますので、下記の商品券をお持ちのお客様は、**12月31日(日)**までに加盟店にてご利用ください。なお、加盟店は当組合のホームページに掲載しております。

◎ご利用終了後の未使用商品券の取扱いについて

上記ご利用終了日経過後の「有効期限のない『高岡市商店街連盟加盟店共通商品券』」について、資金決済に関する法律第20条第1項に基づき、協同組合高岡市商店街連盟は払戻し手続きを行いますので、未使用の当該商品券をお持ちのお客様は期間内にお申し出いただきますようお願いいたします。

払戻期間

平成30年1月5日(金)～平成30年3月30日(金)

午前10時～午後4時(土曜・日曜・祝日を除く:各会場共通)

払戻期間にお手続きされない場合は当該払戻し手続きから除外されますのでご注意ください。

申出及び 払戻方法

商品券をご持参のうえ、所定用紙※に必要事項をご記入ください。

お申出時に、当該商品券と引換えに額面通りの現金にてお支払い、又は利用可能な商品券と交換いたします。(※所定の用紙は下記払戻場所に設置・または当組合ホームページからダウンロードできます。)

払戻場所

(協)高岡市商店街連盟事務局、高岡商工会議所伏木支所、
高岡市商工会戸出支所・中田支所

◎対象となる商品券

有効期限のない高岡市商店街連盟加盟店共通商品券
500円券、1000円券及び1000円券×5枚綴り



※なお、偽造されたもの、破損により商品券番号の照会ができないもの、3分の1が減失しているものは、払戻しができませんのでご注意ください。

◎お問い合わせ◎ 協同組合高岡市商店街連盟 事務局

(〒933-0912 富山県高岡市丸の内1番40号 高岡商工ビル7階)

☎(0766)22-7553 <https://www.gcard-takaoka.jp/>

受付時間 10:00～16:00(土・日・祝除く)